

違ひないと思うんです。　やうしますと、そこで競争入札というわけにはいかなくなるわけですね。これは随意です、随契約の形、その後値上げについては、こういう形になると思います。　やうしますと、早い話だけれども、入札の調書を見ますと、一番高いところが十四億九千五百万円、これがあります。先ほどの一〇%の物価上昇を見たときと十三億三千五百万円に対して一億三千五百五十万円、それを十三億五千五百万円に足してみますと十四億九千五十万円、大体この一番高い札を入れた業者の工事費ぐらいになつてしまふと思うんです。

　　こういう長い工事の場合、安く札を入れて、それで途中で物価が上がつたから今度後は随契約でめんどろを見てくれということは、やはり余り明瞭な契約というふうには理解できませんので、今後もう少し、先ほど貫井議員からも指摘もございましたが、二年契約ぐらいに契約できるように努力をしてみたいと思います。

○十番(遠藤洋一君)　二点、三点伺いたいんですが、防衛補助による西住宅地区周辺排水路について見てきたわけですが、これで、ここに出てお

ます目白第二病院までの前が総延長が一体幾ら何メートルになつたかというのを伺つておきたいのと、それから、それにかつたあれですね、費用ですね、契約をしてきたと思いますけれども、総額が幾らになつてきたかということも伺いたいと思います。

それから、もう一つは工事をずっといままでも入札をしてきたわけですが、入札の業者が何業者になつたのかということも、大きくこういうふうに分けてありますけれども、何業者かということも伺いたいと思います。

○建設部長(内田和雄君)

御答弁申し上げます。

　　いままでの総延長、多摩川から横田の第二ゲートの先、現在立て坑が掘つてあります所まで二千九十九メートルでございます。

それで、いままでの総額かかっておりますのが十八億四千百八十三万円でございます。これは工事費のみでございます、事務費は別でございます。それから、いままでの携つた業者でございますが、五十二年分がまず、多摩川を抜く土手のところ、体育館の先を抜いて多摩川に入れてい

建設省が工事してございます。

これは建設省が佃組というのにならず
工事をしてござります。それから次に五十三年で開削方式——開削
工事する方式ですけれども、これが二工区にわたりまして、一工区が東亜
建設、佐田建設、それから五十四年が開削とそれから推進工法で一部
やっております。これが西武建設、それから五十四年から五十五年にか
ましてのシールドのうの一工事でございます。それが飛島、田村でございま
す。それから五十五年から五十七年、現在のうの二工事ですが、それが西
武、田村でござります。

○十番(遠藤洋一君) 今回初めていたしました、市内といいますが、中小の
業者も入れましてジョイントベンチャー——共同企業体という形をと
るという説明を受けたわけですが、それでは、いままでの共同企
業体の中で地元の業者というのは何社になつてゐる人でしょうか。

建設部長(内田和雄君) いままで、シールドがジョイントベンチャーにな
つておりました。シールドのうが飛島、田村でござります。それから、うの二
が西武、田村で、中小関係から出ておりますのは田村建設が一社でジ

ございます。

○十番(遠藤洋一君) わかりました。それではジョイントベンチャーで今回の
これで承認されますと結局三工区全部が地元の業者に関しては田村
建設工業株式会社というふうなことでござります。結構です。了解い
たしました。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となつております議案第三十三号については、原案のと
おり同意されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動
議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十三号は、

原安木より同意いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十三閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

本継続審査申し出がなされておりますうち、建設委員長から申し出がありました請願第一号宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の免除に関する請願書につきましては、先ほど請願者からの取り下げ願いが承認されておりますので、御了承願います。

総務委員長から、目下当委員会において審査中の安木件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十四特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件はお手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思

います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 追加日程第一請願第三号宅地開発等に伴う

公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の軽減に関する請願書を議題といたします。

事務局として請願書の朗読をいたさします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

紹介議員塩野鉄之助君から、本趣旨の説明を求めます。

(二十四番 塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となっておりまして請願第三号につきまして、紹介議員を代表いたしまして補足説明を申し上げます。

本日、日程第一請願書の取り下げ願いの議決をいただきましたことに、新たに請願第三号として請願者より内容の訂正されたものが提出されたものです。

賢明なる議員各位の慎重御審議を賜り、願意に沿うようお願ひ申し上げ、簡単でございますが、補足説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

請願第三号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま建設委員会に付託いたしました請願第三号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって請願第三号は、

閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十五分 休憩

午後七時三十四分 開議

○議長(末次性男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたします。

(小林田議会事務局長報告)

一、意見書

決議の受理について(別添参照)

○議長(末次性男君)

以上で報告は終りました。

○議長(末次性男君)

けさほど報告されました陳情書十件、新たに提出されました意見書二件及び決議一件の取り扱いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君)

御指名をいただきましたので、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果を御報告申し上げます。

審議は、先ほど報告した陳情書十件と新しく提出された意見書二件、決議一本一件の計十三件についての取り扱いを協議いたしました。

まず、日程でございますが、提出者の要請もありましたので、すべて追加

議案とし、日程に追加することと決定いたしました。

また、議案の取り扱いについては慎重に審査の上、すべて即決をお願いすることといたしました。なお、追加日程第五から第十四までの陳情書

十件につきましては一括で願います。

以上、議会運営委員会としての報告いたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の報告は終りました。

お諮りいたします。

陳情書十件、新たに提出されました意見書二件及び決議一件を

本日の日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって陳情十件、意見書二件及び決議一件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 追加日程第二議案第三十四号「スパイ防止法」制定促進に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(二十四番 塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となっております「スパイ防止法」制定促進に関する意見書について、補足説明を申し上げます。

知られたくない秘密はだれにでも、どこにでもあります。個人個人の秘密があるように企業、国家にはそれぞれ秘密があっても不思議ではありません。このルールを犯されては社会も国も成り立ちません。戦後、自由憲法の制定のもとに、知る権利、知らせる義務、一方では拒否する権利も認められてゐる今日、しかし、一部の人は自由を多分にはき違えて勝手主義に行動をとり社会秩序安寧を生み出し、国家破壊にも持ち込まずとする様相が時折あります。自由先進国、共産国諸国は

れを問わず世界諸国でスパイ防止法の制定されてゐない国は日本のみです。スパイ防止法を語れば再軍備につながるように考え、宣伝する向きもあるでしょうが、私はそう考へていません。

自由と平和を守るためにはどうしてもお互いの領域は侵されることなくそれぞれの機密を守りながら国家の繁栄を遂行させるべきと考え、スパイ防止法制定促進に関し、議員各位の御審議をお願いし、意見書提出方をお願いし、補足説明といたします。

よろしく願ひします。(拍手)(傍聴人中拍手する者あり)

○議長(末次性男君) 傍聴人に申し上げますが、拍手はやらないようにお願いいたします。

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十番(遠藤洋一君) ただいま塩野鉄之助議員から、本議案第三十四号「スパイ防止法」制定促進に関する意見書の補足説明をいただきました。

内容におきましては、そこに書いてあるとおりだと思います。ただ一つその中で大変に私が気になりましたのは、スパイ防止法を持たない国は日本だけであると宣言しました。これについては塩野鉄之助議員にもう一度このことだけに關しまして伺っておきたいんですが、本当に日本だけなのかというところを、まず伺っておきます。

後は内容について伺います。第一番目に二行目「わが国が現在の自由で民主的な体制を保持するために自衛力を持つことは当然であります」とあります。この「当然」というところの内容に關しまして憲法に抵触をしないかどうかというのを第一点お答え願いたいと思います。

その次に、「ところで自衛力を形づくっている要素は兵器や兵員だけではありません。」とすれば第二番目に、次のところでいわゆる防衛秘密山ということを書いておりますけれども、それ以外に、兵器や兵員以外に自衛力を形づくっている要素というものはないのかということをお伺いしておきたいと思ひます。

第三番目に「兵器の性能や兵員の配置など、いわゆる防衛秘密山」

の防衛秘密の内容について伺いたい。

第四番目に「そこで世界各国はいずれもそれらの防衛秘密、その

防衛秘密は一体何かということをお伺いしたいと思います。」「さらに外交上の機密をも含めての国家機密山、それでは、ここで制定する国家機密の内容について伺いたいと思ひます。

次に、第五番目としてスパイの定義を伺っておきたいと思ひます。このかたかなで書かれましたスパイというものについての内容を詳しく、綿密に願ひたいと思ひます。

第六番目に「共產圏諸国はもちろんのこと、アメリカ、イギリス、フランス、スイスなど言論自由な先進諸国」というところの、まずは言論自由の内容について説明願ひたい。続いては、先進諸国の定義をお願ひいたします。

「スパイを厳しく罰する法律が施行されています。」これは多分先ほどのスパイ防止法がないのは日本のみであるということになっておりますけれども、たとえば、たゞいま国連に参加している国百五十七あります。

一九八二年の一月現在の数ですけれども、その百五十七の国の中にも私の調べる限りではスパイ防止法のない国は確かにあるはずで。これについて塩野議員からもうちうと伺いたいというふうに思います。

その次に「日本も独立国である以上、機密を保護する法律を持つべきが当然であります」のところ、機密を保護するこの対象は、先ほどの防衛機密と一つになるものなのか、説明を聞きますと、個人の機密があるように企業、国家には機密があつて当然であるという個人の機密、つまりプライバシーと国家、企業、すなわち利潤追求あるいは国家形成というこれまでの概念から言いますれば歴史的概念の国家にも個人の権利を同一視しているわけですから、ここにおいてけつりと聞いておきたいことがありますけれども、その機密の保護する機密山というのは一体内容は何であるかということをはつきりと伺っていただきたいと思ひます。

その次に九番目でありますけれども、「現在の日本が経済的にも思想的にも不安なく平和な市民生活が」の思想的にも不安なくの内容

は一体どのようなものかということについてもぜひ塩野議員の見解を伺いたいと思ひますし、このことが大変にスパイ防止法の恐らくは制定促進の内容について重要な点だろうと私は思ひつております。

「永久に保障されるためにも」、永久というのは一体どこまでを示しているのか。

「この際政府におかれましては、スパイ防止法の法制化を早急に実現されるよう要請します」ですけれども、以上の十一点と、さらに一番大事な点ですけれども、スパイ防止法というものの制定、スパイ防止法の中身につきまして、ぜひ詳しく知っている限りで結構でありますので、このスパイ防止法というものの、もしも原案のようないものがあるならばその原案というものをつづさに伺つておきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○二十四番(塩野鉄久助君) 遠藤議員の質問にお答えいたします。
趣旨説明でしたとおり、私は他意はございません。ただ、いまその中で日本のみだということを申し上げておりますけれども、これは私の勉強

不足かどうかわかりませんけれども、私の見解を述べたわけでもございまして、以上それだけにつきましてはここに書いてあるとおりでございしますので、私なりのことを申し上げたことでございしますので、それらについて十点につきましてもお答えする考えは私は持ちおりませんので、以上、終ります。（「まじめに答えてください」「うるさい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○十番（遠藤洋一君） 質問をしているのでその質問の答えがなければ話が進まないですから、質問者に対して答えられなければ議事進行できないんだと思いますけれども、いかがですか。

十点の質問については一点の答えも、これは第一点目につきましては、日本のみであるというのはい自分の見解である。実はこれは日本のみではなくて幾つかの国を挙げれば十分なんですがあるのですけれども、その十件。最後に一番重要なスパイ防止法の内容と云うものにつきましても一切答える必要がないといった……議事が進行しないわけですが、どのような御判断ですか。

○議長（末次性男君） 答弁、第二回の質問ですから、（「いや、答えてな

いんだから、答えてないんだから質問はとまっちゃうわけですよ」と呼ぶ者あり）

○二十四番（塩野鉄之助君） 私は何回言われても私の考えは他意はございませんで、これが答えになるかどうかわかりませんけれども、答えないことも答えであります。

○十番（遠藤洋一君） はい、わかりました。それでは塩野鉄之助議員、私の項目、十項目全部挙げてくださいませんか。つまり質問のそれだけの中身がわかったのか、あかっているのかわからないと他意がないことも他意があるかどうかともわからないうえです。十項目挙げてください。十項目、十項目質問しています。（休憩）「答えなきゃ前に進まない」「ここがわからないからして」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。
午後七時四十七分 休憩

午後八時三十二分開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二十四番（塩野鉄之助君） 遠藤議員の十項目について二
れうについては一括してお答えいたします。

その中にスパイの定義というようなことがありますが、
スパイという言葉は、明治時代もあり、たと思います。私は外国
語にはうといですけれども、それに対しては俗に言う間諜とかま
わし者とか、そういうような言葉があったわけですね。それらについ
て定義と言われましたけれども、それは英語である。スパイとい
う定義については、それぐらいです。

それから要するに自衛力を持つことは憲法違反ということ
については、これは防衛力を形づくっている要素は兵器とか兵
員とか、いろいろありますけれども、現在自衛隊がありますこ
とは、決して違憲ではないというふうに考えています。防衛二法